

令和8年度移住・定住推進連携事業の企画提案に係る質問及び回答

NO.	質問対象	質問内容	回答
1	業務内容	第13回みやぎ移住・定住推進県民会議において、基調講演の講師謝金の上限額や算定に関する基準はあるか。また講師謝礼は仕様書9(3)に定められた対象外経費に該当するの か。	講師謝金の上限額や算定基準は、特にありません。講師謝礼は外部人材招聘費として対象経費になります。
2	業務内容	第13回みやぎ移住・定住推進県民会議において、自治体支援サービスを紹介する民間団体は、みやぎ移住・定住推進県民会議の会員に限定されるの か。 民間団体の登壇に要する費用(交通費等)は、民間団体の自己負担か受注者負担か。また、これらの経費が仕様書9(3)に定められた対象外経費に該当する か。	限定しません。 民間団体は、自社商品PRのための参加者としての位置付けを想定しております。よって、登壇のための交通費等は、原則、民間団体の負担と考えます。また、参加者に対する経費(旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費など)は対象外経費となります。
3	業務内容	募集要領6の企画提案書及び仕様書8の業務完了報告書の提出の際に求められる電子媒体が「CD又はDVD-RW」となる が、CD-Rでも差し支えないか。	CD-Rでも差し支えありません。
4	業務内容	募集要項6(4)提出書類について、業務行程表は企画提案書にも入れつつ、別で7部用意する認識で良いの か。	ご認識のとおりです。
5	業務内容	宮城県の入札参加資格(県の事業者登録)を有していなくてもプロポーザルに参加可能か。	参加可能です。
6	業務内容	先輩移住者の座談会等への登壇に際して支払う謝金や交通費は、仕様書9に定められた経費となるの か。	先輩移住者は外部人材招聘費として対象経費になります。
7	業務内容	動画公開についてYouTubeのチャンネル開設やアップロード等の作業も受託者の業務に含まれるの か。	受託者の業務に含まれます。
8	業務内容	先輩移住者や民間団体の選定は、受託者が独自に選定・交渉を行うの か。それとも、県や自治体、あるいは県民会議の既存のネットワークから推薦や紹介などの協力は得られるの か。	先輩移住者は、県及び自治体の意向を事前にヒアリングし、本事業の主旨としてふさわしい方について、県及び自治体の協力のもと、選定し交渉していただく ようお願いします。 民間団体の選定については、県と協議の上、県の協力のもと、選定し交渉していただく ようお願いします。
9	業務内容	仕様書(3)ウの県民会議会員への通知の発送は、メールか郵送のどちらか。	会員への通知は、発注者がメールもしくは郵送で行います。